

## 平成29年度 事業計画書

本会は、新公益法人制度（平成20年12月1日施行）に基づく公益法人として、公益の一層の増進に向けて、これまで以上に産業廃棄物の適正処理の推進のみならず、資源循環による持続可能な循環型社会形成の推進等の諸課題に対応すべく、より一層の環境の保全に向けた事業活動を展開します。事業内容の詳細は次のとおりです。

### 1. 県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び持続可能な循環型社会の形成に寄与する事業

#### (1) 広報・普及啓発事業

##### (A) マニフェスト普及啓発頒布事業

産業廃棄物の排出事業者を中心に、廃棄物処理法で活用することが義務付けられたマニフェスト（産業廃棄物管理票）を普及啓発・頒布することで、産業廃棄物の適正処理を推進します。なお、電子マニフェストについても引き続き利用促進していきます。

##### (B) 書籍等普及啓発頒布事業

廃棄物処理法で規定されている委託契約についての「産業廃棄物処理委託契約書の手引」や、「マニフェストシステムがよくわかる本」等の産業廃棄物処理上参考となる書籍等の配布、頒布及び紹介を行います。

##### (C) 不法投棄防止等普及啓発事業

関係行政機関等と連携して各支部を中心に、不法投棄された廃棄物の撤去・処理の実施や、産業廃棄物の適正処理と不法投棄防止に向けて、啓発物の配布や啓発パトロールと呼びかけ、催事・イベント等への出展等により地域住民に対して啓発活動を行います。

##### (D) 環境保全等普及啓発事業

交通事故による産業廃棄物の飛散・流出や暴力団の関与による不適正処理を防止し、県民の生活環境を保全することを目的に、福岡県警察本部と連携し、飲酒・過労・過積載運転の撲滅を目指した「三ない運動」（平成20年度から実施）や、暴力のない社会の実現を目指した「暴力追放運動」（平成22年度から実施）を、本年度も引き続き実施します。

##### (E) 福岡県産業廃棄物税納税推進協議会運営支援事業

福岡県産業廃棄物税納税推進協議会と連携し、産業廃棄物税制度の適正で円滑な運営のため、排出事業者への納税指導を始め、広く県民に産業廃棄物税制度の周知を図るとともに、特別徴収義務者に対して税の申告納税に関する事務指導等を行います。

## (F)その他の広報・普及啓発事業

経営環境の把握及びコンプライアンス等法令遵守をはじめ、産業廃棄物処理技術の向上・高度化等を目的に、国・県・政令市等の行政機関や関係団体と連携し情報収集等を行い、その成果について会報、ホームページや催事・イベント等への出展などを通じて広報・普及啓発を行なうことで、産業廃棄物の適正処理や循環型社会形成を推進します。また、高度情報化時代への対応として、県内の廃棄物処理業者名簿を一元化したシステムを運用し、広く一般に情報公開することにより、適確な処理業者の選定ができるよう、引き続き運用と内容を整備するとともに、本システムの周知に取り組みます。

## (2) 調査研究事業

産業廃棄物処理業の業態ごとに又は地域や検討課題ごと等に、社会的ニーズ、事業の効率化及び技術の高度化等の課題などに応じ、産業廃棄物処理企業の経営者や管理者等の実務経験豊富な専門家が行政機関、関係団体、アジア諸国をはじめとした海外や地域住民等と連携しながら、産業廃棄物の現状や課題についての実態調査及び関連情報の収集等をもとに調査研究・普及啓発を行います。

### (A)支部活動

福岡・筑後・筑豊・北九州の支部ごとに、地域の実情に即した諸課題を整理し、解決に向けて検討した結果を関係各方面に広く普及啓発するほか、行政機関や関係団体等と連携し、情報交換、協議等を行なうことで、産業廃棄物の適正処理を推進します。

### (B)部会・委員会活動

産業廃棄物処理業の業態又は課題ごとに部会・委員会を設置し、それぞれが直面する諸課題を把握し、専門的に検討を行います。状況に応じて、(公社)全国産業廃棄物連合会の部会・委員会等や九州各県で構成する(公社)全国産業廃棄物連合会九州地域協議会の各部会・委員会と連携し、諸課題に対応します。検討の結果、必要に応じて実態の調査、情報提供、説明会や講習会等を実施します。また、行政機関や研究機関をはじめとする関係団体等と連携し、情報交換、協議等を行うことでより専門性を高めるとともに、行政機関等に対し要望を行なうことがあります。これらは以下の部会・委員会等を中心に検討を行います。

#### ①基本部会

- 総務部会
- 適正処理・啓発部会
- リスク対策部会

#### ②専門部会

- 医療部会
- 建設廃棄物部会
- 青年部会
- 収集運搬部会
- 中間処理・リサイクル部会
- 最終処分部会

### ③委員会

- 優良認定制度普及検討委員会
- 会報編集委員会
- 災害対策委員会
- 30周年記念事業実行委員会

### (C)その他

産業廃棄物業界に重要な廃棄物処理法については、引き続き情報提供を行なうとともに、通知や関連法規についても適時情報の収集・提供を行なっています。また、産業廃棄物の適正処理や持続可能な循環型社会の形成等を目的とした、県が実施する情報収集・実態調査等の事業について協力し、情報の整備・調査研究等の実施、協力支援を行います。さらに、東アジアを中心とした諸外国との情報交換等を通じて、相互理解、技術交流等を推進します。

### (3) 講習会・研修会事業

#### (A)講習会・研修会実施事業

産業廃棄物についての見識の向上、廃棄物処理法及び関係法令についての知識の向上、委託契約書・マニフェスト・帳簿等の知識や技能の向上及び活用の推進、自主的な労働環境の改善を目指す労働安全衛生対策の推進、産業廃棄物の適正処理や資源のリサイクル等による循環型社会の構築や地球環境の保全に関する環境分野についての見識や知識の向上などを目的とした次に例示する講習会・研修会を開催します。特に適正処理マネジメント研修会の一環として開催している環境セミナーをより一層充実させ、産業廃棄物処理への理解が乏しい排出事業者に対する取り組みを強化します。

- 産業廃棄物実務従事者研修会
- 適正処理マネジメント研修会
- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会

#### (B)許可講習会等実施協力事業

(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(一財)日本環境衛生センターなどを中心とした関係団体や関係行政機関等が実施する講習会等で次に例示するものへの実施協力として、周知、運営協力、講師派遣等を行います。

- 産業廃棄物処理業等許可申請に関する講習会
- 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
- 医療関係機関等を対象とした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
- PCB 作業従事者研修会
- 産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナー
- 産業廃棄物事故防止実務研修会
- 福岡県産業廃棄物処理業者講習会
- 福岡県産業廃棄物排出事業者講習会
- 福岡市産業廃棄物処理業者講習会
- 北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会

#### (4) 相談・助言事業

産業廃棄物の排出事業者や処理業者、さらには地域住民等広く一般から、その適正処理、関係法令や実務についての相談に対応します。

#### (5) 災害廃棄物処理支援事業

地震等の大規模災害発生時に被災地域の早期かつ適切な復旧を目的として、福岡県と締結した「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」に基づき、引き続き次に例示する事業活動に取り組みます。

- 緊急連絡網の整備・確保
- 福岡県が実施する防災訓練への参加
- 災害廃棄物の処理に必要な調査
- 被災地域の復旧を目指した緊急的対応
- 市町村との災害廃棄物の処理に関する協定の締結

## 2. 会員への支援、表彰、会員間の交流を目的とする事業

### (1) 表彰事業

会員及びその役員、従業者を対象に、本会又は会員の事業活動を通じて、本会の運営発展あるいは産業廃棄物処理業界において功績顕著なものに対する優良会員表彰、他の模範となる優良従事者表彰、不法投棄廃棄物の撤去事業において廃棄物を処理又は運搬車両を提供した会員に対する感謝状など、本会会長名で表彰等を行います。また、国や県等の各種表彰等への推薦を行います。

### (2) 会員向け支援等事業

#### (A) 講習会・研修会事業

産業廃棄物や環境分野に限ることなく、広く見識、知識や技術の向上を目的とした、先進的な施設の見学会や外部から講師を招いての研修会等を実施します。

#### (B) 関係団体等協力支援

会員企業の支援を目的に、各種サービスの提供に関して、次に例示する関係団体等が実施する事業への協力支援を行います。

- (公社)全国産業廃棄物連合会が推奨する第三者賠償責任保険
- (一財)中小企業災害補償共済福祉財団が実施する共済制度
- 情報ネットワーク協同組合が実施する高速道路共同利用事業

#### (C) 情報交換・交流事業

会員同士の情報交換・交流を目的とした親睦会等を実施します。

### 3. 管理運営に関する事業

#### (1) 総会・理事会等の開催

協会運営の基本となる事項、事業実施や組織の強化・拡大等の協議・決定のため、総会、理事会等を開催します。

#### (2) 事務局の運営

協会で実施する事業の準備・運営、会員企業をはじめ広く産業廃棄物処理業者や排出事業者の窓口として、事務局の運営を行います。

#### (3) 組織の強化等

協会活動の広報と正会員企業の拡大に向けた活動に取り組むとともに、引き続き賛助会員、特に排出事業者の獲得に向けて検討し、さらなる普及啓発に取り組めます。

#### (4) その他

産業廃棄物の適正処理推進、循環型社会形成の推進、環境の保全等について、新公益法人制度に基づく公益社団法人として、一層の公益の増進に向け事業の検討を行います。